

農薬取締法の概要

令和7年度
長野県農薬管理指導士
養成・更新研修会
長野県 農政部 農業技術課

1

農薬取締法等について

農薬取締法

(昭和23年7月1日 法律第82号)

- 昭和23年に不正・粗悪な農薬の出回りを防止し、農薬の品質の保持向上を図るために制定
→ 販売業者への規制が中心
- 平成14年度に無登録農薬の使用問題により、農薬使用の規制が強化
【主な改正点】
 - ・ **無登録農薬の製造及び輸入の禁止**
 - ・ **無登録農薬の使用規制の創設**
 - ・ 農薬の使用基準の設定
 - ・ **罰則の強化**

2

農薬取締法等について

農薬取締法

(昭和23年7月1日 法律第82号)

- 平成15年度に食品安全基本法の制定
【主な改正点】
 - ・ 販売禁止農薬の回収命令
 - ・ **農薬でない除草剤への表示義務**
- 平成30年12月に農薬取締法の一部改正
【主な改正点】
 - ・ **再評価制度の導入**
 - ・ 農薬登録審査の見直し

3

農薬取締法等について

農薬取締法

(昭和23年7月1日 法律第82号)

第1条（目的）

この法律は、農薬について**登録の制度**を設け、**販売及び使用の規制**等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって**農業生産の安定**と国民の健康の保護に資するとともに、国民の**生活環境の保全**に寄与することを目的とする。

4



農薬取締法等について

農薬取締法

(昭和23年7月1日 法律第82号)

第2条（定義）

「農薬」とは

・ 農作物等
(樹木及び農林産物を含む)

を害する

「病害虫」

菌
線虫
だに
昆虫
ねずみ
草
その他の動植物
ウイルス

の防除に用いられる

殺菌剤
殺虫剤
除草剤
その他の薬剤
忌避剤
展着剤 等

・ 農作物等の生理機能の

増進
抑制

に用いられる

(植物成長調整剤)
成長促進剤
発芽抑制剤
その他の薬剤

・ 防除のために利用される天敵

農作物等に害を与えない
不快害虫、衛生害虫等は
含まない



農薬取締法等について

農薬取締法

(昭和23年7月1日 法律第82号)

第2条（定義）

「製造者」とは 農薬を製造し、又は加工する者

↳ 小分けも含む

「輸入者」とは 農薬を輸入する者

「販売者」とは 農薬を販売する者（販売以外の授与も含む）
(所有権の移転が伴わないもの（輸送、配送等）
は、販売にあたらぬ)



農薬取締法等について

農薬取締法

(昭和23年7月1日 法律第82号)

第3条（農薬の登録）

製造者又は輸入者は登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。

特定農薬といわれる人畜及び生活環境動植物に害ぼすおそれがないことが明らかなるものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬等は除く

特定農薬

天敵（使用場所と同一の都道府県内）、エチレン、食酢等

農薬取締法の概要

check

○ 農薬取締法は、農薬の登録制度を設けることにより、効果があり、人の健康や環境に対して安全と認められたものだけを農薬として登録し、製造・販売・使用できるようにするほか、農薬使用者が遵守すべき使用基準等も規定

製 造		流 通	使 用	
登録	製造・輸入等	表示	販売	使用基準
○ 農薬の登録 農薬の製造には、農林水産大臣の登録を受けることが必要 登録時には、人の健康や環境への安全性等を審査 ○ 農薬の表示 農薬の容器等に、農薬の名称や使用方法に関するラベルを表示		○ 農薬の販売者の届出 販売所ごとに、代表者の氏名、所在地等を届出 ○ 農薬の販売 無登録農薬の販売を禁止	○ 農薬の適切な使用 定められた使用方法（対象となる病害虫や農作物等）の遵守 ○ 農薬の使用の禁止 無登録農薬の使用を禁止	

農薬登録申請時に必要な主な試験成績

- ① 雑草や病害虫等に対する効果、農作物の生育に対する害に関する試験
- ② 毒性に関する試験（人の健康に対する影響）
- ③ 農作物等への残留に関する試験
- ④ 土壌や水産動植物等の環境への影響に関する試験

販売者が遵守すべき事項

農薬取締法第17条（販売者の届出）

インターネット販売等、販売所で直接農薬を販売しない場合は、販売者の「事務所※」を記載し届け出る。

「事務所※」
事務所その他これに準ずる場所を指す

check

販売者は、

新たに販売を開始する場合、販売開始日まで
販売所を増設し、又は廃止した場合、**2週間以内** に
届出事項中に**変更**を生じた場合、**2週間以内**

その販売所ごとに、氏名及び住所
を
当該販売所（所在地・名称）

当該販売所の所在地を所管する都道府県知事に届け出なければならない。

→ 各地域振興局長（農業農村支援センター）へ

各種届出様式は長野県HPに掲載されています。
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/hiryo/hannbai.html>)



販売者が遵守すべき事項

農薬取締法第18条、20条、21条、22条

販売者は、

無登録農薬、販売禁止農薬の**販売禁止**（第18条）

→ DDT、パラチオン、水銀剤等 28剤⇒p.71.72

帳簿（譲受・譲渡数量）を**3年間**保存（第20条、施行規則第16条）
（水質汚濁性農薬の場合は譲渡先別の数量）

→ 該当農薬は「シマジン」のみ（長野県内では使用しない）
⇒p.75.76 農薬取締法施行令第二条

虚偽宣伝の禁止（第21条）

有効成分の含有量
効果
無登録農薬を登録農薬と誤認させる

農薬でない除草剤（農薬登録のない除草剤）の表示義務（第22条）

店頭の見えやすい場所に「**農薬として使用できない**」旨の表示

check

農薬使用者が遵守すべき事項



農薬取締法第25条

第25条（農薬の使用の規制）

農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令で、（中略）農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

→ **農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令** ⇒ p.288

2 略

3 **農薬使用者は、第一項の基準**（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。



農薬使用者が遵守すべき事項

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

【農薬使用者の責務】

check

- 1 農作物等に害を及ぼさない。
- 2 **人畜に危険を及ぼさない。**
- 3 **農作物等を汚染させない。**
汚染された農作物等が原因で人畜に被害を生じさせない。
- 4 農地で栽培される農作物、畜産物が原因で人に被害を生じさせない。
- 5 水産動植物の被害を発生させない。
- 6 **公共用水域を汚濁させない。**
汚濁した水の利用により人畜に被害を生じさせない。



農薬使用者が遵守すべき事項

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

【遵守義務】

1 食用農作物・飼料作物への農薬使用の遵守義務

- ★適用作物への使用
- ★使用量又は濃度の範囲内
- ★使用時期
- ★総使用回数の範囲内

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用時期	使用回数
トマト	アブラムシ類 オンシツコナジラミ	2,000～ 3,000倍	収穫前日まで	3回以内
ミニトマト	アブラムシ類 オンシツコナジラミ	3,000倍	収穫前日まで	1回

※農薬登録ラベルの例

2 以下の者は農薬使用計画を毎年度農林水産大臣（関東農政局）に提出

- ★くん蒸農薬使用者（倉庫・天幕（木材等）等のくん蒸）
- ★航空散布の農薬使用者（有人ヘリ）
- ★ゴルフ場の農薬使用者

13



農薬使用者が遵守すべき事項

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

（平成15年農林水産省・環境省令第5号）

【努力義務】

- 散布履歴の記帳
（散布日、散布場所、作物、農薬の種類・濃度／量）
- 水田使用農薬の止水期間を守る。
- 住宅地周辺での飛散防止⇒「住宅地等における農薬使用について」
- 土壌くん蒸剤の揮散防止と被覆期間を守る。
- 農薬の表示事項を守ること。（有効年月、貯蔵・使用上の注意事項等）
- ゴルフ場の外に農薬が流出するのを防止すること。

（住宅地等における農薬の使用）

第六条 農薬使用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

check

15

間違いやすい作物例

大きさが違う



ピーマン

とうがらし

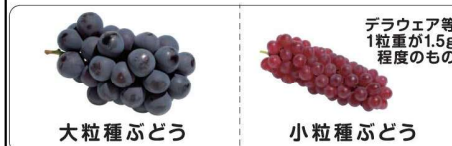
ししとう



ねぎ

わけぎ

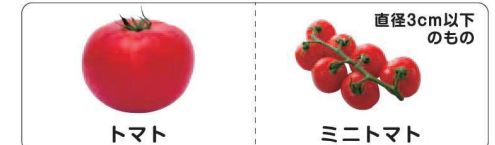
あさつき



大粒種ぶどう

小粒種ぶどう

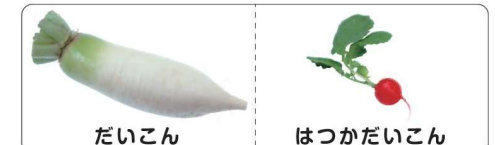
デラウェア等
1粒重が1.5g
程度のもの



トマト

ミニトマト

直径3cm以下
のもの



だいこん

はつかだいこん

14



住宅地等通知について

住宅地等における農薬使用について（通称：住宅地等通知）

- ・平成15年9月16日付け 15消安第1714号農林水産省消費・安全局長通知
- ・平成19年1月31日付け 18消安第11607号・環水大土発第070131001号
農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知
- ・平成25年4月26日付け 25消安第175号・環水大土発第1314261号
農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知

「住宅地等」で農薬を使用する際に「農薬使用者等」が遵守する事項を記載

「農薬使用者等」とは？

- ・農薬使用者、農薬使用委託者、病害虫防除等の責任者
- ・農薬の散布を行う土地、施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）

通常以上の配慮が必要

地方公共団体が行う取組

- ・地方公共団体が管理する施設の病害虫防除などの入札要件として下記内容を規定する
 - ①農薬管理士等地方公共団体が指定する資格を有すること
 - ②指定する研修を受けていること（農薬適正使用研修会、更新研修会が該当）
- ・地方公共団体の施設管理部署の担当者は、住宅地等通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加する

16

住宅地等通知について

テキスト p313～314

check



住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項

【主な内容】

- 農薬の使用に頼らない防除の実施（耕種的防除、物理的防除）
- 使用回数・使用量を減らす努力（適期防除、スポット散布）
- 周辺への影響が少ない剤の選定（微生物農薬、粒剤、樹幹注入剤等）
- 農薬のラベルの表示事項の遵守（使用上の注意事項も）
- 現地混用の禁止（予防的農薬散布は行わない）
- **使用する前に事前周知**（十分な時間的余裕を持って、化学物質過敏症の方への配慮）
- **飛散防止対策の徹底**（風、飛散低減ノズルの使用、ノズルの方向）
- **散布する日時等の配慮**（通学・通勤時間帯を避ける、土日や放課後、立ち入り制限）
- 使用履歴を残す（何かがあったときのため + 防除方法の検討）

17

重要なこと



- 「防除のため農薬散布は当たり前」から入らない
- 誠意ある対応（相手の話をきちんと聞く）
- **農薬使用者と住民が相互理解を深めること**

農薬を使用する者、防除を委託した者は
当事者意識を持ちましょう

農薬を使用する者は人や周辺環境等に
危害を及ぼさないようにする責務があります

18

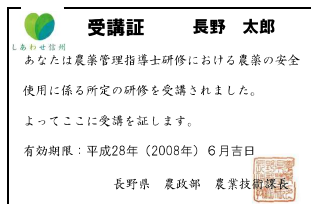
住宅地等通知について



地方公共団体が行う病虫害防除に際して

【入札参加資格要件となる研修の受講証明】

（表面）



（裏面）

（受講証の発行を受けた者の責務）
公共施設等における植栽並びに住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めるとともに、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年5月10日付け25水大第52号・25農技第84号環境部長・農政部長通知）において示した、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を十分に理解し、その周知・徹底に努めるとともに農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図らなければならない。

公共施設等における植栽の病虫害防除業務等に係る事務取扱要領

（平成25年5月31日付け 25農技第140号農政部長通知）

19

農薬残留基準値超過事案と 事故事例について



20

全国および長野県の残留基準値超過事案

1 全国の状況（令和5年度）

- ・ 50件（長野県 農業技術課調べ）
- ・ いずれも自主回収や回収命令

2 長野県の状況

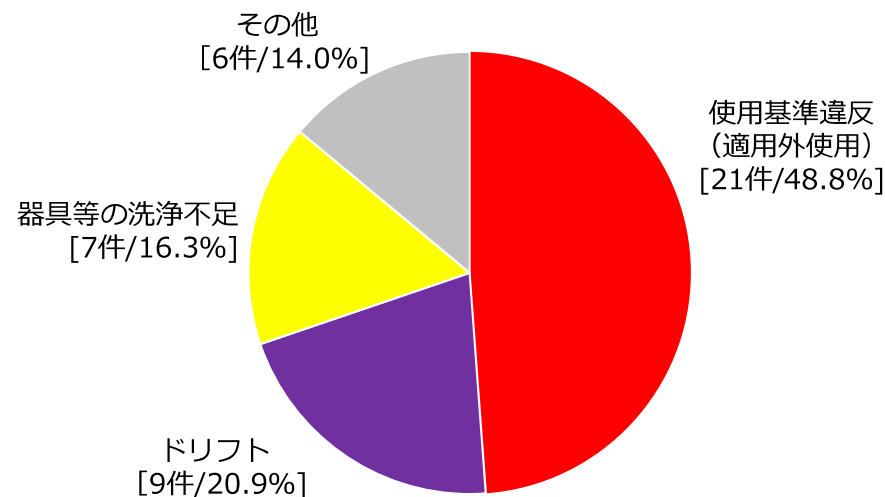
- ・ 13件（平成18年度以降）
- ・ 平成26～28年度 なし
- ・ 平成29、30、令和元年度 各1件
- ・ 令和2～6年度 なし

【ポジティブリスト制度】
（平成18年5月29日施行）

原則全ての農薬に対して
残留基準値が設定されてい
ない作物は一律基準値を適用
（0.01ppm）

21

全国の残留基準値超過事案の傾向（令和5年度）



※原因が特定できた43件

農薬の不適正使用事例①

基準値超過の概要

作物名	ふき
農薬名	ダイアジノン（殺虫剤）
検出濃度	0.2ppm
適用	0.1ppm
原因	散布方法を守らずに使用

23

農薬の不適正使用事例①

農薬使用状況

生産者は、ダイアジノンを含む農薬を、登録にある「株元散布」ではなく、葉の上から散布した。

生産者は、ダイアジノン粒剤を上からかけて、ほうきで払い落していた。株元散布よりも、葉の上からの散布は、粒剤が直接触れているため、吸収量も多くなる。

当該生産者に対して、散布方法は登録されている使用基準を遵守することを指導した。

出荷された作物の回収

回 収：あり（自主回収）
公 表：あり

農薬の不適正使用事例②

基準値超過の概要

作物名	しゅんぎく
農薬成分	フェントエート
検出濃度	0.07ppm
基準値	0.01ppm
原因	適用がないのに関わらず散布

25

農薬の不適正使用事例②

農薬使用状況

生産者は、販売店へ「野菜のアブラムシに効く農薬」が欲しい旨相談し、エルサン乳剤を勧められて購入し、散布した。
当該生産者及び販売店へ農薬の適正使用について指導を行った。



出荷された作物の回収

回 収：あり（自主回収）
公 表：あり

ゴルフ場における 農薬適正使用について

27

ゴルフ場における農薬適正使用

ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱

■ 第1条（目 的）

ゴルフ場における農薬及び着色剤の安全かつ適正な使用等の確保
農薬等の使用に伴う周辺環境の汚染の防止を図る

農薬等による被害を防止、良好な環境の保全に寄与

■ 第2条（定 義）

「農薬」＝農薬取締法（以下「法」という）第2条に規定する農薬

→病害虫の防除に用いられる殺菌剤・殺虫剤等、成長促進剤・発芽抑制剤等、天敵

「事業者」＝県内に開設されたゴルフ場を経営している者
（ゴルフ場の造成工事の発注者を含む）



28

ゴルフ場における農薬適正使用



ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱

■ 第3条（農薬の購入）

農薬登録を受けた農薬を、販売届を行った販売店から購入する

■ 第4条（農薬の適正使用）

農薬の使用を必要最小限にとどめるよう努め、農薬を使用するときは、農薬の表示ラベルの内容を遵守する。

→適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項等

■ 第5条（被害防止対策の徹底）

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」の遵守

■ 第6条（農薬等の保管）

施錠できる保管庫等の設置



ゴルフ場における農薬適正使用



ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱

第12条（水質監視等）

- ・ **水質を常時監視する**⇒調節池等に魚類を飼育すること等
- ・ ゴルフ場からの排水等の色及び臭気等、以上の有無についても常に注意を払う。

※異常が確認されたときには、管轄する市町村及び県地域振興局へ連絡すること。

第14条（水質測定）

- ・ 排水口等の地点において、農薬の濃度について水質の測定を行う。
- 測定結果を翌年度の4月15日までに知事（地域振興局環境課）及びゴルフ場が所在する市町村の長に報告する。

ゴルフ場における農薬適正使用



ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱

第7条（農薬等取扱責任者）

農薬等取扱責任者の設置 → 農薬管理指導士の有資格者
30日以内に知事（農政部農業技術課）及び所在する市町村長へ報告
変更をしたときも同様

第8条（農薬適正使用研修会等）

農薬等取扱責任者その他の農薬の使用に携わる者の**研修への参加**
→ 農薬適正使用研修会等

第9条（農薬等取扱規程）

事業者が遵守すべき事項を含む**農薬の取扱いに関する規定**
→ 速やかに知事（農政部農業技術課）及び所在する市町村長へ報告
変更をしたときも同様

ゴルフ場における農薬適正使用



ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱

第10条（農薬等の使用実績の報告等）

毎年4月15日までに、前年度の農薬の使用実績を報告
知事（農政部 農業技術課）及び所在する市町村長

農林水産省・環境省省令第5号

第5条（ゴルフ場における農薬の使用）

毎年農薬を使用する最初の日までに、使用者名、住所、使用計画を提出
農林水産大臣及び環境大臣
(提出先：関東農政局消費・安全部 農産安全管理課へ正本一通を提出)

その他

農業登録における適用作物名について(一部抜粋)

大作物群	中作物群	小作物群	作物名	作物名に含まれる別名、 地方名、品種名等の例	備考
野菜類	うり類	うり類(成熟)	メロン	アールスメロン、アムスメロン、アンデスメロン、エリザベスメロン、キンショウメロン、キンショウメロン、クインシーメロン、タカミメロン、ハニーデューメロン、パパイヤメロン、プリンスメロン、ハミウリ	成熟した果実を収穫するもの
			漬物用メロン		未成熟な果実を収穫するもの
	なす科果菜類	—	しよくようほおずき	ゴールデンベリー、トマティロ、グランドチェリー	果実を収穫するもの
		—	トマト		果実を収穫するもの 直径3cm以下のものは含まない
		—	ミニトマト		果実を収穫するもの 直径3cm以下のもの
		—	なす		果実を収穫するもの
		ピーマン及びとうがらし類	甘長とうがらし	伏見とうがらし、万願寺とうがらし、三壺とうがらし、ひもとうがらし	果実を収穫するもの 未成熟の状態を利用する甘味種
			かぐらなんぼん		果実を収穫するもの
			まだちとうがらし		
			ししとう	ししとうがらし、獅子唐、葵ししとう	果実を収穫するもの 未成熟の状態、あるいは完熟させて利用する辛味種
			とうがらし	鷹の爪、八房、日光とうがらし、札幌大長とうがらし	
			ハバネロ		果実を収穫するもの
			ピーマン	大獅子、カリフォルニアワンダー、カラーピーマン、オランダパプリカ	
			ピカンテ		

長野県農作物病害虫・雑草防除基準

まずは覗いてみましょう！防除基準！

前のスライドは長野県農作物病害虫・雑草防除基準に掲載している作物分類表です。

また、農業登録における適用作物名については、長野県で作成している病害虫・雑草防除基準に記載がありますので確認してみてください。
 日常で普段思っていた農作物の分類が間違っているかもしれません！！

(例) 食用サクラ(葉)・(花)

普通であれば花き類・鑑賞植物と思いますが…
 “野菜類”となります

最新のものはFamicのHPでも、公開されています。
 こちらの表に記載がなく、適用作物が不明なものは、現地農業農村支援センター技術経営普及課もしくは県庁農業技術課へご相談ください。

蚕児および魚介類等に対する 特別指導事項について

- これらに対する農薬の危被害を未然に防止するため、指定農薬危被害防止対策推進用に基づき、特別な指導が必要な農薬を定めている。
- 使用指定地域も規定している。
- ラベル標記で注意喚起マーク(魚介類およびカイコ注意等)があるような農薬は注意しましょう。



ミツバチに対する危害防止対策について

- **地域の養蜂実態を把握**しておく
- ミツバチ農薬危被害対策連絡会議（事務局：地域振興局農業農村振興課）にて農薬散布時期やミツバチの飼育場所の情報交換
- ミツバチが活動している時（13～30℃）の農薬散布に注意
- **飛散しにくい剤型の選択**

37

無人航空機による農薬空中散布について



無人航空機（無人ヘリ・無人マルチローター（ドローン））による農薬空中散布を実施する場合は**国への許可・承認申請、県への届出**が必要です。

- **航空法**
航空法に基づく許可・承認（国土交通省東京航空局へ申請）
- **長野県無人航空機利用空中散布等作業指導要領**
 - ✓ 実施計画書及び実施報告書の届出（無人マルチローターは実施報告書のみ）
 - ✓ 事故が起きた場合の報告
 - ✓ 実施前に国の「無人ヘリコプターおよび無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」を確認すること

詳しい手続きは農業試験場病害虫防除所HPを参照

(<http://www.pref.nagano.lg.jp/bojo/shinsei/mujinheri.html>)³⁸

テキスト p64～65

農薬取締法の一部改正について

（平成30年6月15日公布、12月1日施行）

※一部は令和2年4月1日施行

背景

- **農薬の安全性の向上**
科学の発展により蓄積される、農薬の安全性に関する**新たな知見や評価法の発達**を**効率的かつ的確に反映できる農薬制度への改善**が必要
- **より効率的な農業への貢献**
良質かつ低廉な農薬の供給等により、**より効率的で低コストな農業に貢献**するため、**農薬に係る規制の合理化**が必要

目指す姿

- 国民にとって、農薬の安全性の一層の向上
- 農家にとって、①農作業の安全性向上、②生産コストの引下げ、③農産物の輸出促進
- 農薬メーカーにとって、日本発の農薬の海外展開の促進

テキスト p67～68



具体的な見直し内容

1 再評価制度の導入

同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に、最新の科学的根拠に照らして安全性等の再評価を行う。

また、農薬製造者から**毎年報告を求めること**等で、必要な場合には、随時登録の見直しを行い、**農薬の安全性の一層の向上**を図る。

なお、従来実施していた再登録は廃止する。

（第8条、第9条、第15条、第29条、旧第5条）

2 農薬の登録審査の見直し

（1）農薬の安全性に関する審査の充実（第3条第2項）

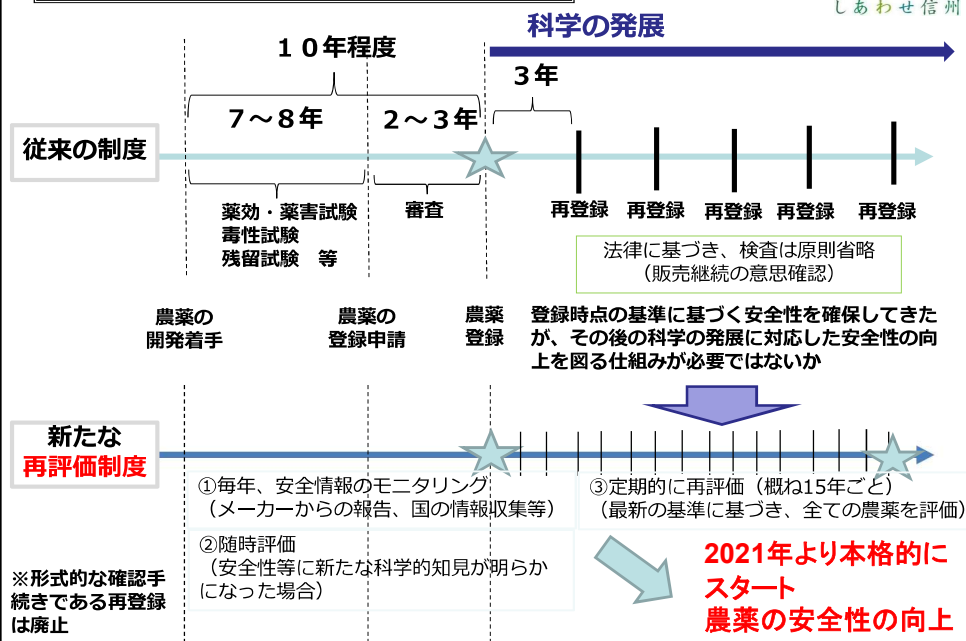
- ① 農薬使用者に対する影響評価の充実
- ② 動植物に対する影響評価の充実
- ③ **農薬原体（農薬の主たる原料）が含有する成分（有効成分及び不純物）の評価の導入**

（2）ジェネリック農薬の申請の簡素化（第3条第3項）

ジェネリック農薬の登録申請において、先発農薬と農薬原体の成分₄₀の安全性が同等であれば提出すべき試験データの一部を免除できることとする。

再評価制度のイメージ

テキスト p67～68



再評価の優先度

安全な食品を安定的に供給するという観点から、効率的な再評価のために、
海外の情報も参考にして重要なものから優先度を決定して評価を実施。

優先度	種 別	基 準
A	わが国で多く使 われているもの	・殺虫剤の場合、生産量が概ね20～30t／年以上 ・除草剤、殺菌剤の場合、生産量が概ね50t／年以上
B	使用量は少ない が、一日摂取許 容量等が少ない もの	・国内ないし海外で設定されているADIが低いもの(概ね0.005mg/kg bw 以下) ・国内ないし海外で設定されているARfDが低いもの(概ね0.001mg/kg b w以下) ・国内ないし海外の評価で神経毒性、発がん性、遺伝毒性、免疫毒性、生 殖発生毒性等が懸念されるもの。 ・海外の評価で、使用時の安全性について懸念されるもの(AOELが概ね 0.01mg/kg bw以下) ・環境中への残留性の高いものや有用生物への影響が懸念されるもの
C1	その他の農薬	・優先度A、B、C2またはDに当てはまらないすべての有効成分
C2	登録が比較的新 しいもの	・優先度A、B、C2またはDに当てはまらないすべての有効成分のうち、わ が国で2006年以降に評価、登録されているもの
C3	生物農薬及び植物 検疫用途農薬等	・微生物農薬を含む生物農薬、フェロモン、食品、植物抽出物等毒性の懸 念の小さいもの。植物検疫用途農薬。

直近の再評価を受ける農薬



2025年度中 (官報、農林水産省告示第366号)

アミトラス、オキサジアゾン、クレソキシムメチル、クロルピリホス、ジフルメトリム、シマジン (CAT)、
シモキサニル、テフルベンズロン、ピフェントリン、ピラジキシフェン、フェノブカルブ (BPMC)、フルベ
ンジアミド、ヘキシチアゾクス、ペンシルタップ、メタアルデヒド、アクリナトリン、アシュラム、アトラジ
ン、MCPAイソプロピルアミン塩、MCPAエチル、MCPAナトリウム塩、フェントエート (PAP)、フルプロパ
ネート (テトラピオン)、メタフルメゾン、イプロジオン、シアノホス (CYAP)、ダイムロン、ピフェナゼ
ート、ピラソリネート (ピラゾレート)、ファモキサド、フェンピロキシメート、フルアジナム、ルフェメロ
ン、イミノクタジンアルベシル酸塩、イミノクタジン酢酸塩、エトフェンブロックス、オキシニル (有機銅)、
カルタップ、カルバリル (NAC)、チオシクロ、テブコナゾール、ホスチアゼート

2026年度中 (官報、農林水産省告示第780号)

クロフェンテジン、ジアフェンチウロン、ジクロロニル (DBN)、チオジカルブ、テブフェノジド、トリフルラリン、
ピリフルキナゾン、ペンタゾンナトリウム塩、リニユロン、キザロホップエチル、クロラントラニリプロール、ジメ
トエート、スピロジクロフェン、テフルトリン、ヒメキサゾール (ヒドロキシイソキサゾール)、ヒメキサゾールカ
リウム塩 (ヒドロキシイソキサゾールカリウム)、フルアジホップP、フルスルファミド、フルバリネート、ペン
ディメタリン、マラチオン (マラソン)、アラニカルブ、イソキサチオン、イミシアホス、キャプタン、クロロタロ
ニル (TPN)、ジウロン (DCMU)、ジラム、チウラム、トルフェンピラド、ピリダベン、プロチオホス、メソミル、アイ
オキシニル、アセフェート、カーバム、カーバムナトリウム塩、グルホシネート、グルホシネートPナトリウム塩、ジ
クワット、ダゾメット、パラコートジクロリド (パラコート)、フェニトロチオン (MEP)、フルトラニル、マンゼ
ブ、マンネブ、メチルイソチオシアネート

MAFFアプリ



MAFFアプリは、農・林・漁業に携わる皆様に役立つ情報を農林水
産省から直接お届けするスマホ用アプリです。政策情報等の配信や農
薬の使用方法・注意事項を手軽に検索・確認でき、どなたでも無料※で
ご利用できます。

※通信に要する費用 (データ通信料等) は、利用者の負担となります。

(農林水産省HP) <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/maff-app.html>



リーフレットの紹介



(公社) 緑の安全推進協会とクロップライフジャパンで、農薬の適正使用に関するリーフレットを作成し、無料で配布しています。

(緑の安全推進協会HP) <https://www.midori-kyokai.com/>

(クロップライフジャパンHP) <http://www.jcpa.or.jp/lab/books/>



関係法令 (毒物及び劇物取締法)

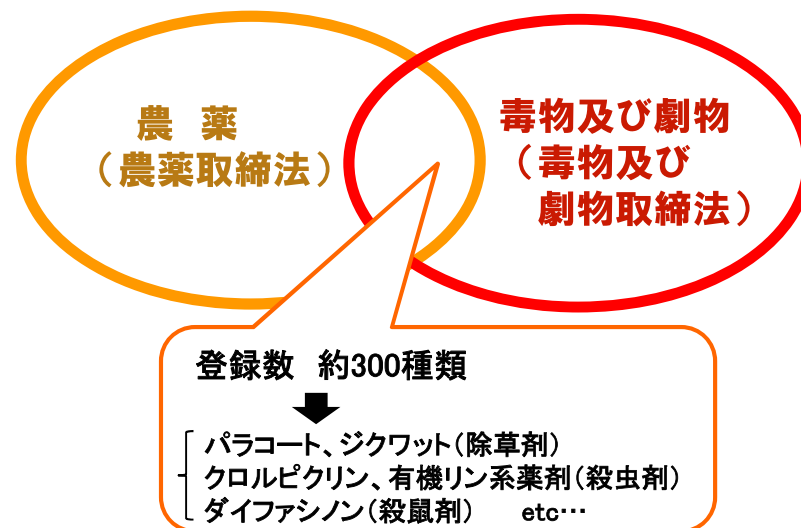
長野県 健康福祉部 薬事管理課

本日の内容

- 1 毒物及び劇物取締法について
- 2 毒物劇物の事故について
- 3 長野県の毒物劇物安全対策事業

1. 毒物及び劇物取締法 について

農薬と毒物劇物



法の目的(第1条)

4

この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする(法第1条)。



- 毒物劇物の指定
 - 毒物劇物の流通に関する規制
 - 毒物劇物の使用に関する規制
- etc...

毒物劇物の定義(第2条)

5

- 法律で、「毒物」、「劇物」、「特定毒物」をそれぞれ定義している。



生体に与える影響の大きさ
⇒ 特定毒物 > 毒物 > 劇物

毒物:経口 LD₅₀ 50mg/kg以下
劇物:経口 LD₅₀ 50mg/kgを越え300mg/kg以下

- 医薬品及び医薬部外品に当たるものは除外される。
⇒これらは、医薬品・医療機器等法上の「毒薬」、「劇薬」として規制される。

営業の登録(第4条)

6

① 毒物劇物を製造又は輸入する者

⇒ 試薬メーカー、工業用の製剤製造業者等
製造所ごとに製造業又は輸入業の登録を受けることが必要。

営業の登録(第4条)

7

② 毒物劇物を販売する者

⇒ 薬局、農薬販売店等

店舗や事業所ごとに販売業の登録を受けることが必要。



販売業の登録の種類(第4条の2)

- 一般販売業:全ての毒劇物
- 農薬用品目販売業:農薬用品目のみ
- 特定品目販売業:特定品目のみ

毒物劇物取扱責任者(第7条)

毒物劇物を製造、輸入、販売するためには、
専任の毒物劇物取扱責任者を設置しなければならない。

毒物劇物を取り扱う上での安全確保について責任を持つ者として、次の事項を総括的に管理・監督する必要がある。

- 貯蔵場所、在庫量、運搬用具等の管理
 - 容器、被包、貯蔵場所の表示の点検
 - 取扱いの状況の点検
 - 譲渡・交付手続きの点検
 - 運搬、廃棄に関する技術上の基準への適合状況の点検
 - 事故時の措置
- etc...

毒物劇物の取扱(第11条)

○盗難・紛失・漏えい・流出の防止の措置が必要。

- ・専用の保管庫を使い、他のものと区別する。
- ・保管場所は、頑丈なもので施錠する。
- ・受払い簿を作成し、日常的に数量管理をする。
- ・地震対策として保管庫の転倒防止対策を取る。

毒物劇物の表示及び容器(第11,12条)

表示

- 毒物の場合
⇒「医薬用外」の文字と
赤地に白色で「毒物」の文字
- 劇物の場合
⇒「医薬用外」の文字と
白地に赤色で「劇物」の文字

医薬用外毒物

医薬用外劇物

容器

誤って飲用等されないように毒物劇物であることが分かる容器を使用しなければならない。

↓
飲食物の容器(ペットボトル等)は不適



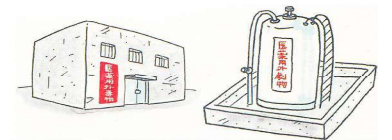
毒物劇物の表示(第12条)

第十二条

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、**毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に**、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

保管場所への表示

保管場所には、「医薬用外毒物」・「医薬用外劇物」の表示をする。



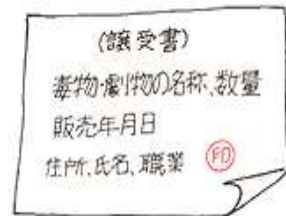
譲渡手続き(第14条)

- ・毒物劇物営業者同士の毒物劇物の販売又は授与に際しては、必要事項を書面に記載する必要がある。
- ・毒物劇物営業者以外の者に販売又は授与する場合には、必要事項を記載し、譲受人が押印又は署名した書面の提出を受けなければならない。

★ この書面は、販売業者が5年間保管する必要あり。

必要事項

- ・ 毒物劇物の名称及び数量
- ・ 販売又は授与の年月日
- ・ 譲受者の氏名・職業・住所



毒物劇物の交付の制限(第15条)

交付制限のある者

- ・ 18歳未満の者
- ・ 精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

毒物劇物の交付の制限(第15条)

引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物(塩素酸ナトリウム、ナトリウム、ピクリン酸等)は、交付時に、交付を受ける者の氏名及び住所を

身分証明書、運転免許証、保険証等で確認しなければならない。

毒物劇物の廃棄方法(第15条の2)

○ 自分で処理する場合

中和・加水分解・酸化・還元・希釈等により毒物劇物に該当しないものにしてから廃棄する。

○ 自分で処理できない場合

県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者に委託する。



事故や事件の際の措置(第17条)

○ 盗難、紛失の場合

⇒ただちに警察署に届け出る。

○ 飛散・漏洩・流出等の場合

⇒ただちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る。

“いざ”というときのために

- ・ 通報体制を整備しておく
- ・ 被害を食い止めるために取るべき措置を確認しておく



立入検査(第18条)

第十八条

都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者から必要な報告を徴し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の製造所、営業所、店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第十一条第二項に規定する政令で定める物若しくはその疑いのある物を収去させることができる。

2 前二項の規定により指定された者は、毒物劇物監視員と称する。

※法第22条により業務上取扱者について準用する。

業務上取扱者(第22条)

○ 毒物劇物を業務上取り扱う者

⇒ 業務上取り扱う全ての者
(薬品工場、病院、研究所、クリーニング所、農家等)

事業の内容や取り扱う品目によって、届出が必要な場合もある(シアン化合物を使ったメッキ・熱処理業等)。



届出が必要でない場合も、業務上取り扱う場合は、法の適用範囲となる。

業務上取扱者の準用

第二十二條

5 第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十七条並びに第十八条までの規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第一項に規定する者以外の者であつて厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。

【届出のいらない業務上取扱者に準用】

第十一条: 盗難防止措置

第十二条第一項及び第三項: 表示

第十七条: 事故の際の措置

第十八条: 立入検査

毒物劇物に関する情報の提供

毒物劇物営業者が毒物劇物を販売するときは、
譲受人に対して、その毒物劇物の性状及び取
扱いに関する情報を提供しなければならない。



(M)SDS((Material) Safety Data Sheet)
(化学物質)安全(性)データシートのこと、化学物質
を安全に取り扱うために必要な情報を記載したもの。
事故の際の応急措置、物理的及び化学的性質、毒性
に関する情報等が記載されている。

毒物劇物に関する情報の提供

製品安全データシート	
硫酸	
作成日 2002年11月 29日 改定日 2006年 9月15日	
1. 化学物質等及び会社情報 化学物質等の名称: 硫酸 製品コード: ○○○ 会社名: ○○○○株式会社 住所: 東京都△△区△△町△△△△番地 電話番号: 03-1234-5678 緊急時の電話番号: 03-1234-5678 FAX番号: 03-1234-5678 メールアドレス: 推奨用途及び使用上の制限: 硫酸は化学工業の基礎原料で、特に肥料工業、繊維、無機薬品工業をはじめ金属製錬、製鋼、紡績、製紙、食品工業など広範囲に使用される。化粧品原料(洗浄用化粧品)	
2. 危険有害性の要約 GHS分類 物理化学的危険性 火災類 可燃性-引火性ガス 可燃性-引火性エアゾール 炎燃性-酸化性ガス 分類対象外 分類対象外 分類対象外	
5. 火災時の措置 この製品自体は、燃焼しない。 周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。 加熱により容器が膨張するおそれがある。 火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスが発生するおそれがある。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移動する。 消火作業の際は、適切な呼吸器、化学防護服を着用する。	
6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置: 作業者は適切な保護具(「B」ばく露防止及び「保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外への立ち入り禁止。 作業者は適切な保護具(「B」ばく露防止及び「保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 適切な防護衣を着けていなければ、破損した容器あるいは漏洩液に触れてはならない。 風上に留まる。 低地から離れる。 河川等に排出され、環境へ影響を及ぼさないように注意する。 環境中に放出してはならない。 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは吸って密閉できる容器に回収する。 危険でなければ漏れを止める。 全ての火災源を速やかに取除く(近隣の可燃物、火花や火災の禁止)。	

毒物劇物に関する情報の提供

イエローカード

化学物質の有害性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先などを記載したカード。

危険有害物質等を輸送する際に、製造業者等が作成し、運送人に交付することにより、
事故時の措置等の周知徹底を図り、化学物質の総合的な物流安全を図ろうとするもの。

毒物劇物に関する情報の提供

品名	国連番号
該当法規・危険有害性 品名: (危険物) 硫酸 危険性: 腐食性 燃焼性: 可燃性 引火性: 引火性 反応性: 反応性 環境: 環境	
事故発生時の応急措置 ① ② ③ ④	
緊急通報 119 (消防) 110 (警察) 高速道路の非常電話 【緊急連絡先】 1. 119 2. 110 3. 112 4. 118 5. 119 6. 119 7. 119 8. 119 9. 119 10. 119	
緊急連絡 (特に休日・夜間に発生した場合に連絡が得られる部署の電話番号を記入する) 製造会社: 信州化学工業株式会社 住所: 長野県長野市 電話: 026-234-5678 代表: 山田 太郎 担当: 山田 太郎 製造会社: 信州化学工業株式会社 住所: 長野県長野市 電話: 026-234-5678 代表: 山田 太郎 担当: 山田 太郎	
災害拡大防止措置 特記事項: 処理剤 (漏洩ガスにあっては風向きと風速の関係、位置、色、臭い等記入) 漏洩・飛散したとき ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㋀ ㋁ ㋂ ㋃ ㋄ ㋅ ㋆ ㋇ ㋈ ㋉ ㋊ ㋋ ㋌ ㋍ ㋎ ㋏ ㋐ ㋑ ㋒ ㋓ ㋔ ㋕ ㋖ ㋗ ㋘ ㋙ ㋚ ㋛ ㋜ ㋝ ㋞ ㋟ ㋠ ㋡ ㋢ ㋣ ㋤ ㋥ ㋦ ㋧ ㋨ ㋩ ㋪ ㋫ ㋬ ㋭ ㋮ ㋯ ㋰ ㋱ ㋲ ㋳ ㋴ ㋵ ㋶ ㋷ ㋸ ㋹ ㋺ ㋻ ㋼ ㋽ ㋾ ㋿ ㌀ ㌁ ㌂ ㌃ ㌄ ㌅ ㌆ ㌇ ㌈ ㌉ ㌊ ㌋ ㌌ ㌍ ㌎ ㌏ ㌐ ㌑ ㌒ ㌓ ㌔ ㌕ ㌖ ㌗ ㌘ ㌙ ㌚ ㌛ ㌜ ㌝ ㌞ ㌟ ㌠ ㌡ ㌢ ㌣ ㌤ ㌥ ㌦ ㌧ ㌨ ㌩ ㌪ ㌫ ㌬ ㌭ ㌮ ㌯ ㌰ ㌱ ㌲ ㌳ ㌴ ㌵ ㌶ ㌷ ㌸ ㌹ ㌺ ㌻ ㌼ ㌽ ㌾ ㌿ ㍀ ㍁ ㍂ ㍃ ㍄ ㍅ ㍆ ㍇ ㍈ ㍉ ㍊ ㍋ ㍌ ㍍ ㍎ ㍏ ㍐ ㍑ ㍒ ㍓ ㍔ ㍕ ㍖ ㍗ ㍘ ㍙ ㍚ ㍛ ㍜ ㍝ ㍞ ㍟ ㍠ ㍡ ㍢ ㍣ ㍤ ㍥ ㍦ ㍧ ㍨ ㍩ ㍪ ㍫ ㍬ ㍭ ㍮ ㍯ ㍰ ㍱ ㍲ ㍳ ㍴ ㍵ ㍶ ㍷ ㍸ ㍹ ㍺ ㍻ ㍼ ㍽ ㍾ ㍿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 	

令和6年度 毒物劇物監視結果

24

業 種		事 項	対象施設数	立入検査数	違反施設数	違 反 内 容										計
						登録・届出	貯蔵設備	取扱	運搬	廃棄	表示	譲渡交付	事故	情報提供	取扱責任者	
製造業			22	18	3						2	1				3
輸入業			9	6	1						1					1
販売業者	一般		1,161	528	53	1	3	24	1		7	24			1	61
	農業用品目		133	71	8	1		2			2	4			1	10
	特定品目		21	5	1			1								1
特定毒物使用者			16	1												
特定毒物研究者			45	3												
業務上取扱者	メッキ業者		67	23	6			1			4				2	7
	金属熱処理業者		3													
	運送業者		2													
	しろあり防除業															
	その他			236	44	3		30			22					55
計			1,479	891	116	5	3	58	1		38	29			4	138

しあわせ信州

令和6年度毒物劇物監視の主な指摘事項

25

○ 取扱

- ・保管庫が常時施錠されていない。
- ・毒物劇物を保管庫外に置いていた。
- ・保管庫の鍵の管理体制が不明確である。
- ・毒物劇物とその他の物とを混在して保管している

○ 譲渡交付

- ・譲渡の際に受ける書面の不備
- ・書面が適正に保管されていない。(5年保存必須)

○ 表示

- ・所定の表示(「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」)がない。

しあわせ信州

2. 毒物劇物の事故 について

26

しあわせ信州

令和6年度毒物劇物関連の事故(全国)

27

盗難・紛失の事故 21件

内 訳: 毒物 5件、劇物 16件
被害状況: 死者1名

流出・漏えい等の事故 144件

内 訳: 毒物 7件、劇物 137件
被害状況: 死者1名、負傷者 63名
(重症・軽傷含む)

しあわせ信州

近年の毒物劇物関連の事故事例（県内）

28

● 水酸化ナトリウムの漏えい(R3.5)

【概要】

毒物劇物業務上取扱者（運送業）が、トラックで水酸化ナトリウム13,000Lを運搬中に、保管容器上部から一部（約50～100L）が道路上に流出した。

【被害状況】

一部が河川へつながる側溝へ流出したが、調査の結果、周辺環境への影響はなかった。
人的被害なし。

近年の毒物劇物関連の事故事例（県内）

29

● 農薬（クロルピクリン）の流出(R3.8)

【概要】

農家の納屋の解体作業後、回収業者が農薬（クロルピクリン）が入った缶を重機で掴んだ際に缶が破裂、内容物が流出した。

【被害状況】

作業員1名が飛散したクロルピクリンをあび、救急搬送された（軽傷）。一時侵入規制が行われ、周辺住民へは窓を開けないよう呼びかけられた。

近年の毒物劇物関連の事故事例（県内）

30

● 農薬（クロルピクリン）の流出(R5.8)

【概要】

使い残して畑に置いていたクロルピクリン5L缶を草刈り機で誤って破損。中に残っていた内容物が流出した。

【被害状況】

その場で土壤に染み込み、一部は揮発して周囲に拡散した。
人的被害なし。

近年の毒物劇物関連の事故事例（県内）

31

● 塩酸の漏えい(R6.11)

【概要】

毒物劇物営業者が塩酸800Lを入れた容器を車両にて輸送中に容器が破損し、道路上及び付近施設敷地に塩酸約400Lが漏えいした。

【被害状況】

中和剤（消石灰）による処理を行ったほか、近隣水路への流出を防ぐため、土嚢によるせき止めを行った。
人的被害なし

全国の毒物劇物に該当する農薬の 紛失・盗難事故事例

32

- ・農家が作業中に、農地の一角にある倉庫の施錠を怠ったため、農薬が盗まれた。
- ・販売業者の従業員が、車内に農薬と鞆を残したまま施錠をせずに1時間程度車から離れたところ、いずれも盗難にあった。
- ・棚卸時にシステム上の在庫数と実際の在庫数に相違があり、劇物の紛失が判明した。
- ・販売業者から配送されたことになっていた農薬が、購入者には届いていなかった。

全国の毒物劇物に該当する農薬の 流出・漏えい事故事例

33

- ・農薬の適正な廃棄を怠り、河川等に不法投棄した。
- ・農薬タンクの排出口の締め忘れにより、農薬が生活排水路へ流出した。
- ・火災により倉庫内で保管していた農薬が流出した。
- ・農薬運搬中の交通事故により、積載していた農薬が流出した。

3. 長野県の毒物劇物 安全対策事業

34

長野県の毒物劇物安全対策事業

35

毒物劇物事故処理剤備蓄事業

<目的>

- ・自然災害や交通事故による毒物劇物漏えい事故により、不特定多数の者に保健衛生上の危害を生じるおそれが発生した場合のために、応急措置に必要な中和剤を確保する。

長野県の毒物劇物安全対策事業

36

毒物劇物事故処理剤備蓄事業

＜備蓄品目と備蓄量(1ヶ所あたり)＞

処理剤名	対象毒物劇物	基準量(kg)
消石灰	酸、塩素、クロルピクリン	4,000
ソーダ灰	硫酸銅、塩化亜鉛	3,500
苛性ソーダ	酸、シアン	4,000
(無水)重亜硫酸ソーダ	クロム酸、フッ酸	2,000
次亜塩素酸ソーダ	シアン、セレン化水素	4,000
硫酸	アルカリ	800

しあわせ信州

長野県の毒物劇物安全対策事業

37

毒物劇物事故処理剤備蓄事業

＜備蓄場所及び連絡先＞

(令和6年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号
鍋林(株) 松代配送センター	長野市松代町豊栄宮崎6331	026-278-7543
(株)ミライ化成 長野営業所	千曲市雨宮2473	026-274-7667
(株)アセラ 長野支店	千曲市雨宮540	026-272-1521
鍋林(株) あづみ野配送センター	北安曇郡松川村南神戸4363-32	0261-62-9950
(株)アセラ 松本支店	塩尻市広丘野村1808	0263-52-4141
(株)土田商店 諏訪化成成品センター	茅野市宮川7275-1	0266-73-2500
(株)ミライ化成 伊那営業所	上伊那郡南箕輪村9004-1	0265-76-7557

しあわせ信州

長野県の毒物劇物安全対策事業

38

農薬危害防止運動

全国一斉に実施(6月1日～8月31日)

農薬適正使用研修会

農薬販売者等への立入検査

各種広報活動

etc...

しあわせ信州

長野県の毒物劇物安全対策事業

39

毒物劇物及び農薬危害防止運動

長野県独自に実施(11月16日～11月30日)

毒物劇物運搬車両の指導取締

毒物劇物事故対策研修会

農薬販売者等への立入検査

各種広報活動

etc...

しあわせ信州

毒物・劇物について ご不明な点は…

<お問い合わせ窓口>

- 長野県健康福祉部薬事管理課
- 保健福祉事務所（県下10か所）
- 長野市保健所（管轄区域：長野市）
- 松本市保健所（管轄区域：松本市）

ご清聴ありがとうございました